

第3章 本プランの基本的な考え方

1. 基本理念(あるべき姿)

子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに

2. 3つの基本的な視点

次の3つの基本的な視点を共有し、市民やNPO、行政などが「協働」の関係をつくることによって、行政の一方的な事業の執行や縦割り行政の弊害を克服し、持続力と実効性がある事業をきめ細かく実現することをめざします。

その1

**子どもの現実を受けとめ、その思いや願いを生かして
子どもの権利を尊重する視点**

このプランの基本的な視点として、子どもの現実から出発すること、子どもの権利を認め尊重することを最初に据えます。

その理由としては、このプランが「子どもの総合計画」であり、子どもたち自身が主人公となっていきいきと輝いてもらいたい、という大きな希望があるからです。

子どもたちが幼いころから夢を育み、他者への思いやりを学び、さまざまな世界に向けた想像力を豊かにして大きくなってきてこそ、安心して未来を託すことができます。しかし、子どもたちの多くは、そうした夢や思いやり、想像力をうまく育てているとは限りません。何よりも自由な自己決定に基づく遊びや居場所が、十分ではないことが気がかりです。

子どもたちは、心の深いところにおいて

「誰もが差別されることなく、生命や安全を脅かされることなく、安心して生きていきたい」

「自分のからだを使ってさまざまなことを体験し、自分の五感を通して感じ、自分の頭で物事を考えたい」

「自分の思いや願いをきちんと伝えられるすべを身につけ、いろいろな人とかわりながら育っていきたい」

これらが立川のすべての子どもたちの願いであるとともに、子どもが本来持っている権利だと考えます。また、すべての子ども、おとなが「子どもの権利」を学び、子

ども自身が権利を行使できるようにすることが必要です。

子どもには、自らの力だけでうまれ育つ環境を選択する力が与えられていません。だからこそ、障害の有無や家庭の状況などにかかわらず、子どもたち誰もが平等に幸せになるように配慮することは、すべてのおとなの義務であり、子どもたちにとっては権利と考えます。また、災害などの時でも、子どもが安全で安心して過ごすことができるよう、十分な配慮が必要です。

子どもの現実から出発し、その思いや願いを受けとめて、子どもたちが本来持っている権利を尊重しながら、新しい立川づくりを構想する。これがこのプランの第1の基本的な視点です。

その2

子育て・親育ちへの支援を基本にした、次世代の立川のまちづくりの視点

子どもたちは、何も無い空間と時間の中で育つわけではありません。いきいきと生きている人、手伝いを求めている人、一緒に遊ぼうと誘っている人など、多様な人がいる中でこそ、モデルを得、友を得て、自己を発見し、生きる喜びと意味を見出して育っていくことができます。

また、子どもたちは、自分を取り巻いている文化、自然、歴史などに触れ、そこからさまざまな刺激を得ながら大きくなります。それが子どもたちの心の原風景になっていきます。

子どもの生きる願いの中には、幼い頃から、さまざまな人やものと豊かに出会うことで、自分の心の中にあたたかい他者像や文化像を育みたいということが切実にある、と考えます。そのことは、実は子どもを育てている親の願いと重なっています。

孤立した育児環境を逃れ、笑顔でさまざまな人と接しながら、豊かな自然やすぐれた文化と接して、楽しく子育てしたいというのは、立川において子育てしている親の共通の願いでしょう。

親もまた子育てを通して、子どもとともに育っていきます。また、血が繋がっている、いないにもかかわらず、子育てにかかわるすべての人が、色々な人に悩みを打ち明けたり、互いの経験を通して学び合ったりすることで、負担感を軽減できるかもしれません。そのためには、居場所やつどいの場づくりが不可欠ですし、それを支える人もたくさん必要です。

地域のさまざまな資源を生かし、地域と積極的に関わり、地域の人たちに支えてもらう、新たなあり方を模索しているのは、学校も同じです。立川の学校は今、家庭や地域との連携が切実な課題になっています。

平成31年度から市内全校においてコミュニティ・スクールの導入がなされ、地域の人たちが学校運営に参画しています。この取組は、学校が地域の一員として地域の活性化に寄与するだけでなく、地域において市民が学校・子どもたちを支援していけるようにします。このような取組を通じて、学校・家庭・地域の連携が深まっていき

ます。

同時に、このプランは、教育をとりまく多様なニーズに多忙をきわめている現場の教師や職員の方たちを応援するものであることも目指します。また、学校以外の学びの場を支援することも重要です。

こうした事柄はすべて、立川の新しいまちづくりと総称できます。

「子育て・親育ちへの支援を基本にしたまちづくりを進めたい」という思いをもった人たちと協働しながらこのプランを具体化していきたい。これが第2の基本的な視点です。

その3

人材・財源確保とネットワークにより、 持続(成長)する事業を市民と行政が協働で実現する視点

市民と行政が対等な立場に立って対話・議論を重ねることにより、互いに何が可能であり有効なのかを見きわめることで、真の意味での「市民と行政の協働」によって事業を実現し、持続していくことが必要になっています。それが税金の有効な使い方にもつながります。

〈子育て〉〈子育て〉という、立川のまちづくりにとって重要な営みの中において、何が問題になっているのか、できるだけ深いレベルでとらえることが必要であり、実際に子育てしている人や子育てを体験してきた人、子ども自身が、積極的に意見や要望を提言し、参画・関与していくことが不可欠です。

プランの推進も、その具体化の役割を行政任せにするのではなく、市民が行政と協力しながら、きめ細やかに行っていかなければなりません。市民の側からの働きかけとして、財源の確保を行政に要請するとともに、市民が独自に財源を確保する努力も必要です。

そのためには、意欲と意思を持つ市民がそれぞれに組織され、ネットワーク化されることが大事です。幸いなことに立川においては、さまざまな団体がそれぞれの地域において、先駆的に〈子育て〉〈子育て〉支援の実践を積んできています。この基盤を市民とともにさらに広げ、ネットワークを構築する上での「いしずえ」とすることが必要です。このネットワークが、市民と行政の協働において、重要な役割を果たします。

行政や専門家が持っているノウハウと市民の斬新な発想、多様なネットワークによって、相乗効果が発揮され、事業がさまざまな分野において成果をあげることを目指す。これがこのプランの第3の基本的な視点です。

3. 7つの施策目標

施策目標1 子どもの権利を尊重します

立川の子どもたちが自分の思いや願いをきちんと伝えることができるよう、日常のあらゆる場面において子どもの権利を尊重します。

- (1) 子どもの権利の尊重

施策目標2 ひとりひとりに応じた〈子育て〉を支援します

すべての子どもがひとりの人間として、心もからだも成長し、豊かな人間関係や体験を通して自立していくことを支援します。

- (1) 地域における子どもの居場所づくり
- (2) 青少年の育成・支援

施策目標3 ひとりひとりに応じた学びを支援します

ひとりひとりのニーズに応じた学びを支援するとともに、家庭や地域の力を集めて学校を応援します。

- (1) “生きる力”を育む教育の推進
- (2) 地域との連携による学校づくり

施策目標4 ひとつひとつの家庭に応じた子育てを支援します

親の気持ちに寄り添う共感を基本に、子育てをまちぐるみで応援することにより、孤立した子育て家庭をなくし、保育施策なども充実します。

- (1) 母と子どもの健康支援
- (2) 家庭における子育てへの支援

施策目標5 〈子育て〉と仕事の両立を支援します

子育てと仕事の両立を支援するため、保育サービスの充実を図るとともに、すべての人が子育てを支援するという考えのもと、ワーク・ライフ・バランスの実現できるような環境づくりを行います。

- (1) 保育施設の量と質の確保
- (2) 学童保育所の量と質の確保
- (3) 保育サービスの推進
- (4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

施策目標6 配慮を必要とする子どもや家庭を支援します

すべての子どもが温かく見守られ、安心して成長できるよう、さまざまな事情によって配慮が必要な子どもとその家庭をしっかりと支援します。

- (1) 途切れのない成長支援
- (2) 配慮を必要とする家庭への支援

施策目標7 地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します

行政を含む地域の構成員が、それぞれの役割を担いながら対等な立場で対話を重ね、真の意味での「協働」を目指し、事業を持続的に担っていきます。

- (1) 協働による事業の推進

4. 施策の体系

第4次 夢育で・たちかわ 子ども 21 プラン体系案

〈基本理念〉

子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに

(あるべき姿)

〈3つの基本的な視点〉

子どもの現実を受けとめ、
その思いや願いを生かして
子どもの権利を尊重する視点

子育て・親育ちへの支援を基本にした、
次世代の立川のまちづくりの視点

人材・財源確保とネットワークによ
り、持続(成長)する事業を
市民と行政が協働で実現する視点

〈7つの施策目標〉

<p>施策目標 1 子どもの権利を尊重 します</p> <p>(1) 子どもの権利の尊重 ①子どもの権利についての 広報・啓発を充実しま す。 ②子ども自身からの相談に 対応できる体制を整備し ます。 ③児童虐待等の人権侵害の 予防と早期対応を進めま す。 ④子どもたちの意見表明と参加 の機会を創出します。</p>	<p>施策目標 2 ひとりひとりに 応じた「子育て」を支援 します</p> <p>(1) 地域における子どもの 居場所づくり ①子どもたちが、安心して 集える地域の遊び場や居 場所づくりを進めます。 ②自然や文化・芸術、スポ ーツなど、多様な体験や 活動の機会(場)を創出 します。 (2) 青少年の育成・支援 ①思春期保健対策や相談体 制を充実させます。 ②成長に応じた食育を推進 します。 ③将来に備え、社会性や自 立心を育みます ④子どもが安心して暮すこ とができる環境づくりを 進めます。</p>	<p>施策目標 3 ひとりひとりに 応じた学びを支援 します</p> <p>(1) “生きる力”を育む教育 の推進 ①子どもの意欲を大切にし た学校教育を推進しま す。 ②細やかな教育支援と計画 的な教育環境の整備を 実施します。 (2) 地域との連携による学校 づくり ①地域による学校支援を 充実させます。 ②開かれた学校づくりを 推進します。 ③学校施設の多様な活用を 進めます。</p>	<p>施策目標 4 ひとつひとつの家庭 に応じた「子育て」 を支援します</p> <p>(1) 母と子どもの健康支援 ①母子保健サービスの充 実を図ります。 ②地域保健・小児医療体制 の充実を図ります。 (2) 家庭における子育てへの 支援 ①子育てに関する相談・情 報提供体制の充実と保護 者同士の交流を促進しま す。 ②地域における子育て支援 を充実します。 ③子育てに伴う経済的負担 の軽減を図ります。</p>	<p>施策目標 5 「子育て」と仕事の両 立を支援します</p> <p>(1) 保育施設の量と質の確 保 ①保育施設の量と質の確保 を行います。 (2) 学童保育所の量と質の 確保 ①学童保育所の量と質の確 保を行います。 (3) 保育サービスの推進 ①保育サービスの推進を行 います。 (4) ワーク・ライフ・バラ ンスの実現に向けた環境 づくり ①ワーク・ライフ・バラ ンスの実現に向けた環境づ くりを進めます。</p>	<p>施策目標 6 配慮を必要とする子 どもや家庭を支援 します</p> <p>(1) 途切れない成長支援 ①発達に課題がある子ども とその家族の支援環境の 整備を進めます。 ②障害を抱える子どもとそ の家庭への支援を進めま す。 ③関係機関の連携による継 続的な相談・支援体制を 確立します。 ④困難を抱える若者の自立 を支援します。 (2) 特別な配慮を必要とする 家庭への支援 ①ひとり親家庭の自立に向 けた支援を推進します。 ②子どもの養育が困難な家 庭の支援を推進します。</p>
<p>施策目標 7 地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します</p>		<p>(1) 協働による事業の推進 ①子育て・子育て支援のための人材育成を進めます。 ②地域に根ざした子育て・子育て支援活動とネットワークづくりを進めます。</p>			